下市町障害者活躍推進計画

（令和７年～１１年度）

令和７年３月

下　　市　　町

下市町障害者活躍推進計画

機関名	下市町役場
任命権者	下市町長
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
下市町における障害者雇用に関する課題	本町では、令和３年度に障害者に限定した募集を行い、令和４年４月１日に採用し、現在も職場定着し活躍している。 令和６年度時点で法定雇用障害者数を達成している状態であるが、令和８年７月には法定雇用率が現行の２．８％から３．０％に引き上げられることを踏まえ、雇用した障害のある職員の活躍と職場定着を推進していく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○ 法定雇用率の早期達成及び障害者雇用数が前年度を下回らない。 （参考） 地方公共団体の法定雇用率：２．８％ 令和６年６月１日時点の本町実雇用率：２．２１％ （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
③キャリア形成等	○ 障害者が担当する新たな職域を開拓すると共に、ワーク・エンゲージメントを向上する。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	○ 障害者雇用推進者 として総務課長を選任する。 ○ 障害者職員の相談窓口担当として、総務課管理職を選任する。
②人材面	○ ５人以上の障害者を雇用することにより障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、直ちに選任すると共に、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、必要な講習等を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選任・創出	
	○ 障害者が、従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 新規採用又は部署異動その他随時に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討する 。

<table>
<tr><td colspan="2">３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</td></tr>
<tr><td>①職務環境</td><td>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等を把握し 、継続的に必要な措置を講ずる。
○ なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</td></tr>
<tr><td>②募集・採用</td><td>○ 一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。
○ 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。
・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
・ 「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務遂行ができること」又は「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</td></tr>
<tr><td>③働き方</td><td>○ 柔軟な勤務時間管理制度の利用促進を図ると共に、時間単位の年次有給休暇や各種休暇の利用を促進する。</td></tr>
<tr><td>④キャリア形成</td><td>○ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の受講を推進する。</td></tr>
<tr><td>⑤その他の人事管理</td><td>○ 必要に応じて、随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
○ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者になった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、 働き方及びキャリア形成等の取組を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．その他</td></tr>
<tr><td></td><td>○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。</td></tr>
</table>